



Title	フランスの最近の公法学の教育および研究・文献覚え書き (1 9 7 7 - 1 9 7 8)
Author(s)	深瀬, 忠一; 中村, 睦男
Citation	北大法学論集, 29(2), 187-206
Issue Date	1978-10-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16259
Type	bulletin (article)
File Information	29(2)_p187-206.pdf



[Instructions for use](#)

フランスの最近の公法学の

教育および研究・文献覚え書き

(一九七七一—一九七八)

深瀬忠一
中村睦男

目次

- 一、まえおき
- 二、フランスの一九六八年以降の大学改革後の法学教育をめぐって
- 三、最近の公法・政治・行政学等研究・文献の若干の特徴について
- 四、教訓と相互交流の今後について
- 五、基本的人権に関する文献

一、まえおき

毎年の覚え書きの趣旨（北大法学論集二五巻四号、二六巻四号、二八巻二号）を、今回は、若干発展させ、表題および目次のような事項につき記すこととする。というのは、筆者（深瀬）が、一九七七年一〇月一七日から一九七八年三月一八日まで在仏（三度目、主としてパリ。七八年三月五日―一日ボワチエ、一二日―一七日イタリヤ）し、最近の大学教育・研究の实情にふれてきたからである。もつとも、在パリ中はパリ第二大学客員教授としてプロフェッセル、フシエの日本憲法の講義の準備にもつぱら追われる毎日であったので、本格的調査や研究の余裕は殆んど全くなかった。したがって、小稿は、立ち入った詳細なものではなく、大まかな印象記に留る（補正を要する部分がある）ものではあるが、過去一〇年毎の二度の渡仏留学時（一九五七―一九五九、一九六八年）と対比しつつ、感想を整理して書き留め、同学諸氏の参考となるころがあれば幸と思う。

なお、本覚え書きも例年通り、中村教授（五、）と共同で執筆した。

二、フランスの一九六八年以降の大学改革後の法学教育をめぐ

つて

一九六八年五月の「学生の反乱」を契機に、フランスの大学は、ドゴール大統領、E・フォール文相による大学機構の全面にわたる大改革が断行され、各大学の自律性の尊重、多元的学際総合教育研究、学生等参加により共同管理方式が採用され、改善策が積み重ねられてきた（J・ロベール、一九七六年二月北大講演、北大法学論集二六巻一号、九〇―九一頁。Ch・デバンシュ、一九七七年日仏会館講演、北大公法資料室テープ保管）。

右のように改革の結果としての現状を、大学全般、法学教育の制度と実際について、概観してみよう。

(a) 大学全般の改革 現在（一九七七、一九七八年度）、フランスにおける大学および大学センターは、総計七〇を数える。二〇年前の大学数の三倍強である。大学生数総計九三〇、三二二二人（Les dossiers de l'Étudiant, le guide pratique de votre année 1977―1978, p. 40-46）。

これをパリ大学についてみると、IからXIIまでに分れた。そして各大学は多かれ少なかれ複数の専門を含んでいる（多数専門）プリユリディシプリネール

が、例えば、第一は政治学・社会科学中心（バンテオン、ソルボンヌ）、第二は法学・経済学（パンテオン、アザス）、第三、第四は文学（ソルボンヌ）、第五は医学、第六、第七は理学、第八は人文・総合（ヴァンセンヌ）、第九は経営、第一〇は人文社会、法学（ナンテール）、第一一は自然科学、第一二は医学ほか総合、第一三は法・人文系といった具合に、おおむね特色があるが区別が定かでなく、わかりにくいものが多い。全パリ大学の学生総数、二七七、三一七人。一〇年前迄は一つのパリ大学で多数の学部に分れ、学生数一六万人といわれたが、その変貌は顕著である。

パリ第二大学が、旧法経学部、法学関係では最もオーソドックスな大学である。正式の名称は、法・経・社会科学大学で、パンテオン広場に本部・高学年および博士課程の教室があり、アザス通りに一〇余年前以来の新校舎があって、一、二学年の教室がある。学生総教一五、四七〇人。公法、私法、政治学、経済学、国際政治学、新聞研究等を教える。パリ第一大学は、政治学、社会科学、経済、国際関係、行政学、芸術・考古学、語学を教え、旧政治学研究所、法学部の政治学関係の教授達（政治学部に、デュヴェルジエ、ラリュミエール、アモン、ルサージュ、メルル、コ

ナック、ビルンバウム等がいる）と文学部の教授が一諸にスタッフを構成している。より自由で「進歩的」な学風ありといわれ、パンテオン広場の政治学部校舎に教室もあり、学生数は二六、九五〇人。これに対し、第二の方が、法学的でやや「保守的」（相当「進歩的」な教授もいる）ないしがっちりしているといえよう。

第二大学の教授陣は、大別して、教授八三名（私法三三名、公法一九名、法史一五名、経済一名、政治二名。名譽教授一八名、定年六八才。以上学生便覧と住所名簿による。若干ずれあり）、客員教授七名、助教官四八名、助手九八名（私法四〇、公法二八、法史一三、経済一二、語学三、数学二）の構成である。教授は、厳格な国家試験合格者（メイトルド・コンフエランのうちに、業績・研究教育歴により選ばれた優れた法学者達である（公法関係では、ヴデル、ローバデル、マチオ、ヴィレ、ブリモ、ソト、リヴェロ、シャルリエ、P・ゴドメ、ドラゴ、ロペール、カダール、コライユ、シユヴァルツェンペール、J・J・デュベイル等の名がみえる。ペルリア教授は急逝された。謹しんで哀悼の意を表す）。これとは別に、教授資格は未だもっていない助教官が割に多数居り（C・フランク、ダンカン等）、同僚として法学教育（講義やセ

料(ミナー)を担当していることが目についた(公法についていえば、全国的教授・助教官リストから選挙で三年任期の二五名の選考委員会が設けられ、毎年志願者のなかから各大学への教授・助教官を選定する由)。これは、教授の負担軽減策の一つであることは否めまい。

教授(助教官と合同の場合あり)会は各教育・研究部門毎に行われ(公法教授会に、私は三度出席)、大学の評議会は、教授・助教官・助手・事務・学生の各代表が出席して行う。

(b) 法学教育制度の大綱 (i) バカローレア合格後学生は、パリ第二大学の一〇の教育・研究単位(U・E・R)のうち一つに入る(民法、商法、公法・行政法、政治学、刑法、法史、国際的法経、経済、新聞、司法。学生の大学行政的区分)。一、二年目は、第一サイクル(premier cycle)といひ、一般的大学教育免状(Diplomes d'Etudes Universitaires Générales 略して、D・E・U・G)、^{フランス・ドロー}法学課程、二年で免状をとれる。三年、四年目が第二サイクル、^{リサンス}一、二年となり、三年で学士、^{メトリリーズ}四年で修士の免状がとれ、第三サイクルが^{ドクトワ}大学院である。各学年の試験が厳しいので、四年修士をとれる者が、一年目学生数の一、二割に減ることは二〇年前と変りないが、途中で脱落した者にも夫々免状が与えられ、就職

の道が備えられていることは、一〇年前以後の改良であろう。

(ii) 総じて、第一サイクル法学課程では、基礎的科目(法学入門、憲法・政治制度、民法、行政法・行政制度、公財政、経済学、商法、法史学)が重視され(四五%)。そのうち三科目筆記試験、三時間一五分ずつ)、選択科目(二〇%)。一科目、筆記)、また実用外国語(英・仏・伊・スのうち一つ)や実習入門(各々五%)がある。以上、総計九〇〇時間の授業を要する(一九七三年三月一日アレテ)。また、以前から筆記試験科目については、^{トワゾール・ディリジエ}指導演習(T・D)。四、五〇名で助手が指導、教授が統轄、実際問題と対照しつつ、講義を補足)を必修要件とする(週、一時間半ずつ、二回。出席%以上を要し、採点され、それが筆記等の受験資格となる)。一年目選択科目として、法哲・社会学、社会心理学、政治学、刑事法、現代政治経済社会史、国際関係、社会科学方法論、応用コンピュータ等がみられる。試験は、五、六月に一、二期にわけて行われ、筆記・口頭試験、筆記には六法や統計・公文書資料携帯が許可され、各科目二〇点満点で、総計平均一〇点以上が合格となる(Paris 2, premier cycle, 1977-1978, p. 460)。

第二サイクルも、制度としては、第一サイクルと基本的に共通部分が多いが、次第に専門化が進み、法律、経済、情報、経済社

会行政に分れることになる。第一サイクルの教育・研究単位から別な部門に進むためのオリエンテーションがある。第二サイクルの一年目は、共通科目の講義(労働法・社会補償法、基本的人権、債権法の歴史、行政法史、商法史)および五つの系列(商法、国際・ヨーロッパ法・公法、民法・裁判法、法史、刑事法)の夫々の専門科目の講義を選択することになっており、指導演習についても、五つの系列夫々のうちの数組みのうち一組み(一、三科目)を選ぶ(例えば、国際法・人権・行政法史、国際法・行政法等のうち一組)。第二サイクル二年目では、専門化が更に進み、一〇の専門に分れ(刑事法、商法、経済・不動産、私法と裁判、ヨーロッパ法、国際公・私法、公法、司法書士法、法制史、情報科学)、各専門ごとに講義および指導・演習が細目的に決められ、なかなか厳しう(Paris 2, 1^{ere} et 2^{eme} année du deuxième cycle, 1977—1978, p. 35-37 等による)。

第三サイクルは、大学院であるが、D・E・A(Diplomes d'Etudes Approfondies) 深化研究課程の免状と、D・E・S・S(Diplomes d'Etudes Supérieures Spécialisées) 専門高等研究課程の免状の二つがある。前者は一八の専門に分れ(公行政、刑事学、商法、ヨーロッパ法、不動産法、裁判法、一般私法、著作・芸術・工業

権法、公法、社会学、国際社会の法、政治研究、財政法、法制史、法哲学、情報科学、法社会学、刑法・刑事政策の理論と実践)、第三サイクルの一年目であり、国家博士の準備過程でもある。通年で、週一時間の理論的教育、二時間の二つの演習(講義に付属)が必修、一つの演習が選択。試験は厳格で、一〇月にあり、五〇%は演習の平常点、五〇%が五時間の筆記試験で第一次、第二次は、五〇%は理論的教育・演習の平常点および論文または陳述討議、口頭試験があり、五〇%の選択演習について論文、陳述討論または口頭試験がある。一〇点以上が合格、一三点が良、一五点が優、一七点が秀。

後者、すなわち専門高等研究課程は、直接職業に関係する特殊専門領域を深く研究するもので、その免状があればD・E・Aの二年目に編入できるし、国家博士論文の準備にもなる。九つの専門に分れている(国際行政、国防、保険法、司法書士法、産業財産法、人事管理・労働関係、実業法律家、行政学、情報・コミュニケーション技術)。

博士号には国家博士と大学博士があり、前者が難かしく、後者は外国人学者・学生のため相当要件が緩和されているといえる(Paris 2, Le troisième cycle, 1977—1978 参照)。

料 (c) 法学教育の実際におけるマイナス面とプラス面 以上のよう

な制度装置のなかでの法学教育の実態にふれて、私は、大きな負
の要因と正の要因を示しているように思った。以下①②に分けて
述べよう。

① 根本問題として、大学ないし法学教育の目標を、総合的な
高度の文化の創造を目指すか、専門職業的訓練をほどこすか、こ
の兩者において後者の実用主義に傾いているように思われること
と。また、大学ないし法学教育の大衆化・民主化の進行に対して
如何にして高度の質を維持増進するか、この兩者のうち後者が前
者に圧倒されるくらいがあること、に問題がある。

まず右の第一の問題点につき、法学教育が計画的に、高学年に
行く程専門的に細分化ないし合理的分化が行われ、低学年で落ち
る者も一般的法学免状をとって就職の道をひらくとともに、学生
各人の志願に応じた専門職への進路が体系的にひらけてくるよう
仕組まれているのは、メリットであろう。とりわけ、パリの、数
多くの研究所やセンター(犯罪学研究所、商法研究所、ローマ法
研究所、裁判研究所、国際高等研究所、比較法研究所、新聞フラ
ンス研究所、建設・住宅研究センター、司法書士高等センタ
ー、行政一般準備センター、等の専門化された研究所のほか、大

学内に例えば、行政学、第三世界、ヨーロッパ研究等のセンター
があり、また、政治学研究所、東洋語学校(ドーフィーヌ校舎に
ある)、国立科学研究センター、ユネスコとして国立図書館等々)
で自由に勉強でき、免状をいくつもとったり、相互の単位の置き
換えの便宜があったり、能力と精力さえあれば、自主的勉強を大
いに伸すことができるのは素晴らしい。総合的、文化的教養につ
いては、大学において法哲・法社会学、政治学、社会科学の諸方
法、経済、財政学等(ただし学際的交流は未だに成功しているとは
いええないが)、学生個人が自分で開発する仕組みであり、また、
社会全体の文化的水準・関心が高く(大統領や大臣(ペイルフィ
ット、ジル)その他政治家(マンデス・フランス等)の文明論
的後述著書、ラジオ・テレビ・新聞での文獻批評・討論・対話)、生き
た文化財が豊富であることによる影響も無視できないだろう。

第二の点につき、バカローレアに合格して大学とくにパリ大に
入ってくる学生の数が歴大であって、選抜の試みは成功していな
い。パリ第二大学のアザス校舎の、一年目の憲法・政治学の講義
等は、一、八〇〇人入りの大講堂に学生があふれ、授業が時間の終
りに近づくと拍手が起りもうそろそろやめよという始末で、これ
では勉強にも教育にもならぬと感じた。ただし、指導演習のほか、

三、四年になるとぐっと学生数が減り、大学院になると数十名の講義。三〇名前後の演習ができ、教育効果をあげている。D・E・A、D・E・S・Sの演習に出席したり、私自身講義を頼まれて行ったりしたが、フランスおよび諸外国の学生が参加、大学関係者ばかりでなく議会や官庁その他の実務家が協力している場合もあり、簡潔な報告の後活潑な討論が行われている。また、旅行や官庁・企業等への実習(予算援助、協力措置がこうぜられる)、その報告書の作成等も組み入れられ、総じて大変よい勉強をさせていると思つた。

なお、フランスの行政・政治・社会・文化・技術の最高のエリートを養成する秀才大学校(エコール・ノルマル、EN A、ポリテクニク)との対比、関連も重要であるが、ここでは省略。

いったい、法学の質ないし水準を高めるのは、依然博士論文が重要と思うが、近年、大教授の教科書や啓蒙的著作が多いのに比べて学問水準を高める大書・名著が少ないかにも見えるのは、教授数が少ないのに対し、学生数が激増したことによる教育負担の過大さによるように思われるが、いかがなものであろうか。

そこで、地方の大学の方がむしろ恵まれているところがあることに気付く。例えば、ポワチエ大学法学・社会科学部(University

Sciences, régime des études, 1977—1978)は、一年目七〇〇人、二年目四〇〇人、三年目三〇〇人、四年目一七〇人、大学院二〇〇人といわれ(P・クワラ部長の説明)、新校舎は公法・私法・政治・経済と各ファツファ毎に学生用図書室・自習室を備え、落着いて勉強でき、スタッフに優れた学者がおり(R・サブチエ名譽部長健在、B・ジャンノー、P・アウリル、R・ルジエ教授など)、研究活動も着実である。日本の若い研究者は、ポワチエのような地方大学で留学生生活を送る方が、時々パリやボルドー、ツールズに行けばよいし、充実した研究ができるのではないかとも思つた。

ちなみに、北大法学部改革で実現した制度は、一方で、多様な教育要求にこたえ、充実した少人数の教育効果をあげる(学生の学習・研究施設も整っている)とともに、他方研究水準を一層高めるための教授の三年間教育全力・一年研究専念のローテーション・システムであり、フランス等の教授達には信じられない程、恵まれた制度である。この好条件を最大限生かすべきだろう。

② 二つめに注目したいと思うのは、フランスは自国に固有の優れた伝統的法学研究・教育の根深い国であるが、それが自尊・中華思想につながり新しい研究を阻害した面もないではなかつ

資料。しかし近年世界的・国際的に、欧米のみならず東欧・第三世界の諸法に視野を拡げ、活潑な交流・対話・研究教育活動が進み、また行政学や政治社会学、情報科学等新しい現代的教育を採用しつつあることが注目される。

もつとも、フランスはモンテスキュー以来、比較法的関心が強い先進国という面があり、その展開ともいえようが、パリ第二大学では、例えば、客員教授の制度を活用して、米（今年度フォン・メーレン）、西独（ツヴァイゲルト）等欧米、中南米、中近東、アジア等から教授を呼んで、講義や討論を行っている。毎年名誉博士号を西欧・東欧の学者におくつて（今年度はバトラー、クンケル、バルティ等）交流を促進しており、比較法研究所ではパリを訪れた外国人学者の講演を絶えず行っている。また、学生に対し、三年目以上には、ヨーロッパ法、国際関係、第三世界の法の講義が組み込まれており、夫々の研究センターが利用できるほか、諸外国の学生と直接その国の法等について対話できるのは素晴らしい（パリ大学国際都市とその創立者 Andre Honorat の精神は、国際文化・人的交流・世界平和のための極めて優れた先進的事業と精神として注目されるべきだ。拙稿、「新しい時代に向って」独立教報一九七八年一〇月号参照）。

なお、フランスの日本研究についていえば、パリ大学東洋語学部の日本語部門が近年隆盛の傾向にあり、パリ比較法研究所の日本法部会があり、上記大都市の日本館（小山昇館長一九六九—七一年）があり、パリ第二大学に客員教授制度がある（一九六二—六三年野田良之教授、一九七七—一九七八年前期深瀬、後期樋口陽一教授で、甚だ稀）。日本研究所（講座）ができ、恒常的にスタッフが交流できるようになることが望ましい。

以上のような傾向は、米ソの重要性が否みえないものであり、ヨーロッパ共同体や第三世界（旧植民地独立国）との関係が緊密重要であることの反映であるが、やはり、法学教育に新鮮な風をふきこんでいる。

三、最近の公法・政治・行政学等研究・文献の若干の特徴について

では、最近の法学、主として公法学・政治行政学等の研究・文献事情のうち、私の関心からみて注目してよいと思う若干の特徴を概観してみたい。①公法学・政治制度の研究、②文明論、国家論、③行政学・官僚制度、経済公法、④ヨーロッパ法、第三世界、発展の国際法、の四項目に限定して、感想を述べる。なお⑤

でP・パステイド教授について敬愛の記憶をとどめたい。

① 公法学・政治制度の研究 A・オーリウ(本誌二六巻四号一八七頁N.)とM・デュヴェルジェの憲法・政治制度の概説書が版を重ね、優れた基本文献であるが、J・カダールの概説書(二八巻三二頁一—一頁N.)も使われている。

また、基本的人権論としてリヴェロやC・A・コリアール(C・A. Colliard, *Libertés publiques*, 5 éd., 1975) やJ・ロニールの標準的な教科書ないしその新版がある(後述⁽²⁾)。新しく編集をはじめた、憲法・政治学雑誌、権力 *Pouvoirs*、四号、一九七八年二月号は、「二〇年間の第五共和制」を特集しているが、シュエールのS. Sur, *La vie politique en France sous la V^e République*, Montchrestien「第五共和制下の政治生活」が、回顧のため極めて便利である。国民議会三月総選挙を前にして、無数の選挙、政党、党首、党綱領ないし政策にかんする文献が出版された⁽¹⁾。また、ドゴール將軍の回顧から、J・ショレスやシ・プランや人民戦線の研究に至るまで改めて出版された⁽²⁾。それら、三月総選挙に関しては、改めて本格的な検討を要する(取り敢えず拙稿「フランス三月総選挙印象談」全国憲法研究会報告参照)。

そもそも、第五共和制の、政治制度の議院制と大統領制と人民

投票制の混合的性格からいって、その三つの基本的要素をめぐる数多くの立ち入った研究が公にされたといえる。議院制、首相、解散権等をめぐって(最近ではC. Zilemenos, *Naissance et évolution de la fonction de Premier Ministre dans le régime parlementaire*, L. G. D. J., 1976 : P. et J.-D. Antoni, *Les Ministres de la V^e République*, P. U. F., 1976 : P. Albertini, *Le droit de dissolution et les systèmes constitutionnels français*, P. U. F., 1978.)、大統領制(タイ、ジルソル、マッソ)、権力分立制(トロエベル)、およびフレレンダムとプレビシット(ダンカン、ポルトリ)という直接民主制に関する研究がある(本誌二五巻四号一五二頁、二八巻二九—一〇頁)。そして大統領制的要素を重視する説(ボンビドゥ、ジスカル・デスタン)、議院制的要素を復権しようとする説(左翼共同綱領)および現行制度の混合形態を支持する説(F. de Baecque, *Qui gouverne la France?* P. U. F., 1976)があり、また、大統領、首相、議会多数派の対立衝突要因の分析が、論議の焦点となっている。

M・デュヴェルジェの *Échec au roi*「国王の蒙る失敗」は、今年三月総選挙直前に出版された(A. Michel)。ジスカル・デスタン大統領の政治体制を分析、国王ともいへべき強力な大統領の

料 権威のもとで首相（バル）の媒介により統治している体制であるとし、もし左翼連合が議会で勝利すれば大統領はより弱体となり左翼の首相（ミッテラン）の政府に対し新しい均衡関係が生ずるだろう。むしろ第五共和制憲法言本来の制度（フィンランド風の「半大統領制」）にもどることにしようと述べている。もっとも総選挙の結果は、国王の勝利、左翼連合の失敗に終わったが。

② 文明論・国家論 この三月選挙で最大の（むしろ唯一の）勝

利者は、ジスカール・デスタン大統領その人だといわれる。彼は、*Démocratie française*（邦訳、人間から出発する社会、本誌二八卷二号九八頁）を一九七六年九月に出版、左翼の「共同政府綱領」およびゴーリストに対抗して、彼の中道穏健進歩政策の綱領を自ら明らかにし、着々と彼の戦略を進めてきたが、この小著は、たんなる選挙公約ではなく、フランス文化の香を感じさせる文明論でもある。同じく、保守陣営からの中道左派路線の計画書といわれる、アラン・ペイルフィットの *Le Mal français, Plon*（根本・天野共訳、フランス病、実業之日本社、一九七八）は、一九七七年のフランスのベストセラーの一つであり、現代フランス文明論だといえる。クロゼの *T. de Closets, La France et ses mensonges, Denoël, 1977.* 「フランスとその虚言」やフランソワ

ーズ・ジルーの *F. Giroud, Comédie du pouvoir, Fayard, 1977* 「権力の戯曲」も非常に読まれた。

左翼陣営では、マンデス・フランスのエッセーや論文集が優れており（本誌二八卷二号九八頁紹介の *La vérité guidait leurs pas, 1976.* など。ミッテランも書いている。二六巻四号）。また、マンデス・フランスの理念の流れにある、パリ第二大学の新鋭公法学者、シュヴァルツェンベルの *「l'Etat spectacle, 1977.* 「観せものとしての国家」、に注目したい。この著作は、「政治におけるスター・システムについて、またそれに反対するエッセー」と副題がついており、現代政治が権力と金と情報を集中した一握りのスターによって行われ、国民がワン・マン・ショーの受動的観客、活動家が端役を与えられるにとどまるシステムであることをヴィイドに分析・批判し、国民が集権的官僚制国家の権力を分散し、選挙資金を規制し、知る権利により情報を充分与えられ、自主的・能動的に国政の主体となり、政治を「真実」「明快」「連帯」の原則による文化につくりかえねばならぬとし「対抗政治文化」*la contre-culture politique* を主張している、政治的実践の書であり、一種の文明批評でもある。彼が三月総選挙戦において、急進党左派のブレインとして精力的に活動、テレビ・新聞等でも活

躍しているのには驚ろいた。天才的な秀才であり、憲法・行政法・政治学の多くの著作がある。五月革命当助手だった(私が個人的に知り合ったのはこの頃)が、このような形で当時以来の文明批判が政治的実践の書となっていてことに感銘を覚える。ボケット本になり学生達にひろく読まれているようだ(Libertes nouvelles, changer la vie publique, Le Monde, 12-13 fév. 1978; L'argent-roi et la politique, Le Monde, 17 juin 1978. 選挙・政治資金の規制、公開の改革主張)。なお、社会党に近いブランツァ N. Poulantzas, L'Etat, le pouvoir, le socialisme, 1978. 「国家、権力、社会主義」が、民主的社会主义の道を説く。

著名な憲法学者、G・ウデル教授が、マイルフィットの「フランス病」に対して、病氣 le mal (手術や即効薬でなおす) というより、病弱ないし体質的欠陥 l'infirmité (日常的保健・体力づくり) が問題だ、フランスの「六世紀間の結実」としての文化的遺産である、地方分権の失敗、自然環境・生態学の忘却、パリの肥大化、論理と幾何学の精神それらの集約としての中央集権文化という欠陥体質を改めてゆかねばならぬことを論じていたのは興味深かった (Le mal ou l'infirmité? Le Monde, 17 nov. 1977)。このように学生・知識人は、ルモンド等を読みながら文明を論

じ、考えているといえよう。

なお、M. Crozier et E. Friedberg, L'acteur et le système, Seuil, 1977. 「行動者と体制」は、現代社会の「集団的行動の強制力」を社会科学的に詳細に分析して、結局、社会学的決定論が否定されるべく、行動者の自由と責任の領域を明らかにした、フランスの社会学の重要な基本文献である。

③ 行政学・官僚制・経済公法 このような文明批判の最大の対象が、現代的集権・専門技術的・官僚制国家に向けられているわけであるが、近年の行政学研究的の進歩が著るしいのも、軌を一にするといえよう。

R・トラコ教授の標準的教科書、Science administrative, Cours de Droit, 1977. が内容をより充実させたが(同教授の講演「行政学につき」、本誌二五卷四号一五四—一五五頁、二六卷四号一八〇—一八三頁)、グルネー教授の増訂新版 B. Gournay, Introduction à la science administrative, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1978. が、モスクワ大学教授ニコチーヌの高い評価を巻末につけて出版され注目される。

なお、パリ第一大学の P. Birnbaum, Les sommets de l'Etat, essai sur l'élite du pouvoir en France, Seuil, 1977. 「国家の頂

料上、フランスにおける権力のエリートに「かんするエセー」は、第五共和制における政治・行政権力の融合により高級官僚がいかに国家の最高権力中枢に進出・浸透し、経済界を支配しつつあるかを、相当豊富な実証的データによって体系的に明らかにしている。従来この方面での仕事をしてきたCh・デバンヌ教授もこの小著を高く評価している(Ch. Debbarch, *L'Etat ou les citoyens*, Le Monde, le 16 nov. 1977)° P. Birnbaum, *als, La classe dirigeante française, dissociation, interprétation, intégration*, P. U. F., 1978. 「フランスの指導的階級」が、公企業・私

企業の経済界と高級官僚制との融合関係を社会学的に分析しようと試みている。

なお、高級官僚養成を独占している国立行政研修所 E. N. A. については、最近の資料を総括した同研修所自身出版の L. E. N. A., 1976. があるほか、やや通俗的入門書であるが、O. Vallat, L. E. N. A., *toute nue*, Ed. du Moniteur, 1977. 「裸のナン」があり、同校や出身者の政官財界枢要ホスト(大統領はじめ)への批判にふれている。第二次大戦後、ドゴールとドブレそして共産党のトレスによって創設された E. N. A. ではあるが、レジスタンスの精神がうすれて活気を失い、また攻撃がむしろ極右陣

営から強いことを指摘している点などは面白い。

しかし、行政学の分野での特記すべき本格的文献としては、Chevalier & D. Loschak, *Science administrative, théorie générale de l'institution administrative*, L. G. D. J., 1978, t. 1. 「行政学、行政制度の一般理論」が出版され、従来の法制度的色彩の濃い行政学のスケールと水準をぬく社会学的分析と体系書として、恐らくは基本的文献となるであろう(内容紹介、保留)。

なお、この「経済公法」が、わが国の(アメリカの影響下における)独禁法体制とはちがって、経済デモクラシー、国の経済・産業的公役務、国有化企業、公企業の行政法、計画経済の法として発達し、重要であることを一言しておこう。

A. Laubadère, *Droit public économique*, Dalloz (Précis), 1976. 「経済公法」および同教授の *Traité de droit administratif*, t. 3, L. G. D. J., 1978. 「行政法詳論」第三巻が標準的基本文献である。J.-M. Aubry et R. Ducos-Ader, *Grands services publics et entreprises nationales*, P. U. F., t. 1-2, 1975. 「大公役務と国営企業」があり、また G. Farjat, *Droit économique*, P. U. F., 1971. 「経済法」は、国家権力による経済・市場の組織、指導、援助に関する法の体系的説明である。また、最近では、D. Carreau,

P. Juillard, T. Flory, *Droit international économique*, L. G. D. J., 1978. 「国際経済法」が、国際的流通・通貨・投資にかんする法を体系的に敘述している。

わが国の、いわゆる政官財学の構造的癒着といわれる現代的現象とフランスの場合は、大きな類似性と異質性をともにもつており、対比して極めて示唆に富むように思われる (cf. T. Fukase, *Réforme des structures administratives au Japon après la guerre*, Cours à l'Université de Paris II, 1978, dactylo.)。

④ ヨーロッパ法・第三世界および発展の国際法 この分野の視野と関心と研究が、日本では欠けているが、フランスの法学・政治学において、先進的な部門であるといえよう。

最近のヨーロッパ共同体の法についての標準的・基礎文献としては、カルトゥ L. Cartou, *Communautés européennes*, Dalloz, 5^e éd., 1975. 「ヨーロッパ諸共同体」およびティトジャン P.-H. Teitgen, *Droit institutionnel communautaire*, Cours de Droit, 1977. 「共同体の制度法」を挙げらると思う。また、フランスとヨーロッパ諸共同体との関係については、共著 J. Rideau, als. *La France et les communautés européennes*, L. G. D. J., 1975. 「フランスとヨーロッパ諸共同体」が多角的に検討を加え、政策

面について、メンン C. Megret, *Les politiques des communautés européennes*, C. Droit, 1977—1978. 「ヨーロッパ諸共同体の諸政策」があり、普通選挙による議員選出が決ったヨーロッパ議会については、多くの雑誌が取扱っている (p. ex., *Le Parlement Européen*, *Pouvoirs*, no. 2, 1977: *Dec. Cons. Constit.*, 30 dec. 1976, R. D. P., 1977 no. 1: 本誌二八卷一四頁)。その他極めて多くの「ヨーロッパ機構」統合についての「政治・経済・法学的文献」があり (J. T. Deniau, *L'Europe interdite*, Seuil, 1977 etc.)、好個の研究対象たるを失なわない。もし、将来、東アジア、西太平洋共同体をつくるとすれば、一つのモデルとして参考になることまちがいない。

ところで、今一つの視野、第三世界・発展の問題の研究は、フランスの旧植民地との密接な関係が残っていることもあり、わが国と比べ遙かに進んでいるといえる。わが国憲法概説書に「アジア憲法を比較の視野にいたれたものは皆無であるが、フランス憲法・政治学は、必ず東西南北の視野を久しい以前から組み入れており、例えば、ドレ F. Doré, *Les régimes politiques en Asie*, P. U. F., 1973. 「アジアにおける諸政治制度」のようなアジアの諸隣国の比較憲法 (本誌二六卷四号一八六頁) すら全くない。と

資料
L. G. D. J., 1977. 「第三世界の諸政治制度」は、共産圏を除いて

ではあるが、アフリカ、アジア、中南米の七五カ国の発展途上国

の政治制度を体系的に比較検討し、民主立憲制、発展に伴う矛盾

する諸勢力、発展のための独裁制の諸形態(党、軍事、民間首長)

に分類し、極めて多様複雑な諸要因を分析、世界的視野から特徴

を明らかにした大著であって、日本の憲法学者では到底書けない

ものである。結論部分で、第三世界諸国においては独裁制が万能

薬ではなく、強力な国家というのは誤りで、憲法体制が不安定で

あることが共通の特色であり、近(現)代的発展により既成・固有

の秩序や文化に大変動を来し、民衆とエリート間に遊離・離反関

係とくに農民の不信感がいちじるしくみられ、結局西欧的図式の

直輸入によるそれら諸国固有の人間観や社会関係との根本的不適

合性あることが問題だと指摘される。そして将来は、徹底した西

欧化かそれとも固有文明の独自の体制を創り出すか、どちらの道

にゆくか後者の方がありそうなことだと述べ、わが国のような異

質の東洋・日本文化の土壌のうえに制度的西欧化が移植され、急

速に発展した場合と対比して反省させられる点が多い。つまり、

何を目的とした発展か、成長か、という世界の諸文明の目的ひい

ては世界の平和とといった問題を問わねばならぬ。R. Garandy,

Pour un dialogue des civilisations, Denoël, 1977. の地球の諸文

明の対話と総合といった大問題にもつながるであろう(本誌二八

巻二号一〇一頁をみよ)。チェン・T. h. Tsen, La Chine, L. G. D. J., 1976. 「中国」は、最近の中国研究中重要文献である。

日本の比較憲法・国際法学の盲点をうつめる業績がフランスにあることに注目しておきたい。

française, 1952.

L'Avènement du suffrage universel, 1958.

⑤ ポール・バステイド Paul Bastid (1892. 5. 17—1974. 10.

Benjamin Constant et sa doctrine, 2 vols., 1966.

30) 教授が逝去されて既に四年になろうとしている。此度、同教授 Suzanne 夫人(パリ第二大学名誉教授、国際法。Bastide 教授の娘。夫婦とも学士院会員)から、夫君の遺稿や追悼論文等多

Le Gouvernement d'assemblée, 1966.

数をいただいた。同教授は、一九五七年私の最初の留学にあたって、自宅に招待し昼食を共にし歓談下さった最初の大碩学であり、日本を愛され、深く温い人間性をもって爾来文通交友を続けて下さった。パリにおける私のフランス憲法史研究の恩師(憲法・公法一般についてはヴェデル教授に師事した)として、敬慕の念とともに、生涯忘れられることのできない大先生である。同教授の主著

Proclus et le crépuscule de la pensée grecque, 1968. (一九六八年にお会いした時、ギリシヤに遡って研究しているといっておられた)。

は次のようなもので、我国でも仏憲法史家として知られていると思う。

同教授の人間と生涯については、次の追悼演説が最良の要約であり、深く心を打つものがある。

Steyès et sa pensée, 1939.

J. Laloy, Notice sur la vie et les travaux de Paul Bastid (1892—1974), Institut de France, 1977.

Doctrines et institutions politiques de la Deuxième République, 1945.

M. Baumont, Paul Bastid, V Annuaire des Anciens Elèves de l'Ecole Normale Supérieure, 1976. も簡潔な要約で参考になる。同教授は、エコール・ノルマルリアン、哲学資格教授、外交官(連

Un juriste pamphlétaire, Cornenin, 1948.

盟仏代表部)、代議士(急進社会党)、公法学教授(リオン大学、後にパリ大学)、レオン・ブラン人民戦線内閣での商業大臣、レジスタンスの地下指導者、新聞政治部長(オロール)、世界旅行家、詩人、アカデミシアン等、驚ろく程多彩な活動をし、絶え間ない努力家であられた。しかし、同教授の一貫した「宗教」は「個

Les institutions politiques de la Monarchie parlementaire

人的自由」のそれであったとは、教授自身の死の直前の言明でもある（後掲 6.文献）。

左記は、同教授夫人からいただいた同教授論文抜刷で、知られる貴重なものが含まれていると思ふ。

1. Rousseau et la théorie des formes de gouvernement, in Université de Dijon, Etudes sur le Contrat Social de J.-J. Rousseau, 1962.
2. L'idée de philosophie politique, in Annales de Philosophie Politique, no. 6, 1965.
3. Benjamin Constant et l'Europe, in Benjamin Constant, Actes du Congrès de Lausanne, Droz, 1968.
4. Benjamin Constant et le saint-simonisme, in Économies et Sociétés, t.iv, no. 6, Droz, 1970.
5. Une documentation nouvelle sur Sieyès, in Revue de l'Institut Napoléon, janvier 1971.
6. La libération de la France : intervention, in Comité d'Histoire de la guerre mondiale, Actes du Colloque International tenu à Paris du 28 au 31 octobre 1974 : La Libération de la France, p. 125-128.

7. Edouard Herriot et l'Union de la gauche, Publication de la Sorbonne, 1975, p. 114-121.

6. は、教授が病重く出席できないために、書面で提出された発言であり、この国際会議の最中に、逝去されたわけである。また7. は最後の遺稿として死後出版された。

なお、次のような詩集も出版されていることは、初めて知った。

Le florilège de Primus, 1945.

La lanterne magique, 1956.

En marge des jours, 1962. (古典詩アカデミ賞受賞)

Ultima verba, 1972.

Paralipomènes, 1972.

これを要するに、世評にまどわされることなく、詩の心と哲学者の思索と歴史家の眼をもって現実に対し、フランス革命の「個人的自由」の「宗教」を堅持してナチスに「抵抗」し、政治・言論活動と研究・教育の生涯を貫ぬいたポール・バステイド教授の生涯は——政治的傾向の左右をこえて——、フランスの「古典的」近代知識人の一つの大いなる範例として記憶さるべきだと考へる。

- (一) O. Girard, *Leurs quatre vérités*, Stanké, 1977; R. Aron, *Les élections de mars et la V^e République*, Julliard, 1978; P. Pellissier, *Un certain Raymond Barre*, Hachette, 1977; C. Clessis, als., *Jacques Chirac ou la République des "Cadets"*, P. de la Cité, 1972; H. Deligny, *Chirac ou la fringale du pouvoir*, Moreau, 1977; F. O. Giesbert, *François Mitterrand ou la tentation de l'histoire*, Seuil, 1977; G. Marchais, *Parlons franchement*, Grasset, 1977, etc.
- (二) B. Tricot et als., *De Gaulle et le service de l'Etat*, Plon, 1977.
- (三) M. Bataille, *Demain, Jaurès, Pygmalion*, 1977; Jaurès, *L'armée nouvelle*, Ed. Sociales, 1977. cf. G. Lefranc, *Les gauches en France, 1789—1972*, Payot, 1973; du même, *Jaurès et le socialisme des intellectuels*, Aubier, 1968; M. Auclair, *La vie de Jaurès*, Seuil, 1954; H. Bourgin, *L'Ecole Normale et la politique (de Jaurès à Léon Blum)*, 1970 (1938); V. Auriol, *Jean Jaurès*, P. U. F., 1962; *Histoire générale du socialisme*, 2, 1875—1918, P. U. F., 1974.
- J. Lacouture, *Léon Blum*, Seuil, 1977; R. Verdier, *PS • PC, une lutte pour l'entente*, Seghers, 1976. cf. J. Colton, *Léon Blum*, Fayard, 1966; G. Ziebur, *Léon*

Blum et le Parti socialiste, 1872—1934; G. Lefranc, *Histoire du Front populaire*, Payot, 1974.

- (四) N. Q. Dinh, *Droit international public*, L. G. D. J., 1975; H. Thierry et als., *Droit international public*, Montchrestien, 1975; G. Berlia, *Le maintien de la paix, doctrines et problèmes (1919—1976)*, Cours de Droit, 1976; *Colloque de Bordeaux, Régionalisme et universalisme dans le droit international contemporain*, Pedone, 1977; F.-B. Marie, *La Commission des Droits de l'Homme de l'O. N. U.*, Pedone, 1975; M.-F. Furet, *Le désarmement nucléaire*, Pedone, 1973; F. Combacau, *Le pouvoir de Sanction de l'O. N. U., étude théorique de la coercition non militaire*, Pedone, 1974; F. Ballaloud, *L'O. N. U. et les opérations de maintien de la paix*, Pedone, 1971, etc.

四、教訓と相互交流の今後について

以上の概観と考察から私のえた教訓と展望について、四点の感想を述べておこう。

① 法学教育について、私は二〇年前の最初の留学で、パリ大学法学部の講義——正味六〇分間、極めてよく準備された優れた

内容・表現のクール・マジストラル——に感動した。ところが、一〇年前の大学紛争により、そのような講義であつてもその一方性に異議が申立てられたのである。そして今回、その後の改革の結果として眼のあたりにしたのは、高学年にゆくほど自主性を生かす専門化が進むよう計画化された教育、また、講義と同時に、演習、発表、討議における対話が重視せられ、実習や報告書作成が組み込まれ、現代的諸技術や実用外国語がとりいれられている、といった実際であつた。

② しかし、大学教育の大衆化、そしてパリ大学への集中——ヴデル教授のいうフランスの「体質的欠陥」としての過度の中央集権——は眼にあまるものがあるともいふべく、膨大な学生をかかえて苦しむパリ大学教授達に接し（それでも優れた指導的業績を出し、かつ、優雅なサロンも忘れない天才的資質と余力に感心するとともに）、重厚かつ最高度の研究の発展は如何にして可能だろうかと思いを至さざるをえない。あるいは、地方大学・周辺地域文化にも改めて重要な役割が期待されているといふべきかもしれない。

③ 顧て日仏法学交流のあり方はどうだろう。二〇〇年前の留学時以来感じてきたのであるが、先進欧米諸国等から一方的に摂取

し頂戴するだけの態度には根本的欠陥があろう。互に正確に深く理解し合うとともに、何らかの価値あるものをお返しする相互性（論文・講演・講義等の交換……）がなければならぬということでは、今後ますます必要となるであろう。また、第三世界との交流をどう進めてゆくか。重要な現代的課題であらう。

④ 結局、北海道における研究教育のため恵まれた自然・文化・大学・人的条件と環境を生かして、研究者一人一人、そしてよきチーム・ワークにより、全国的、国際的ネット・ワークと協力を保ちつつ、わが国のみならず相手国にも——そして世界に——役立ち奉仕できるような普遍的で高い質の学問的研究および教育を如何にして創造しうるかが、今後の最大の課題であるといつても、過言ではあるまい。（以上、F.）

五、基本的人権に関する文献について

Rivero (Jean), *Les libertés publiques*, t. 2, collection «Thémis», P. U. F., 1977, 379p.

リヴェロ教授の『基本的人権』第一巻は、一九七三年に出版され、人権の一般理論を扱っていた（本誌二五巻四号一六四頁参照）。本書はその第一巻で、人権各論にあてられており、その刊

行が鶴首されていたものである。第一篇「個別的諸自由の一般的保護」では、権力、とくに刑罰権に対する個人の法的安全の保障としての「安全」、および「私生活の自由」が、第二篇「人身の自由」では、「身体の自由」と「移転の自由」が扱われている。第三篇「思想の自由」は、意見の自由、信教の自由、出版の自由、ラジオ・テレビ、演劇、教育の自由を対象にしている。第四篇「集団行動の自由」では、集会の自由、公道での集合、結社の自由が扱われている。本書では、人権各論のうち、労働者の諸権利や経済的自由が除かれているが、その理由は、これらの権利が、労働法や民法、商法、経済法によって詳しく扱われているからである。本書によってリウエロ教授の『基本的人権』は、総論と各論が出揃い、フランスの人権に関して最も優れた内容の体系書として利用価値の高いものである。

Robert (Jacques), *Libertés publiques*, collection «Université nouvelle», 2^e éd., Éditions Montchrestien, 1977, 635 p.

パリ第一大学ロベール教授の『基本的人権』の第一版は、一九七一年に出版されたが(本誌二五巻四号一六三頁参照)、本書はその第二版である。一九七一年以降の憲法院の人権保障機関としての新しい発展、行政に対する人権保障機関として一九七三年に創

設された調停官(médiateur)の制度、身体的自由の中での、自殺、安楽死、墮胎、断種を扱った「生命の権利」の一章、一九七四年法によるラジオ・テレビ体制の変革、電話盗聴、情報処理と人権侵害などが書き加えられており、本文が五〇頁位増えている。最新の状態に適合して改訂された人権の代表的な体系書の一つである。

Robert (Jacques), *La liberté religieuse et le régime des cultes*, P. U. F., 1977, 166 p.

ロベール教授の『信教の自由と祭祀体制』は、第一篇「教会と国家」、第二篇「国家の中立性」、第三篇「教会の法的自治」、第四篇「良心の保護」、第五篇「公役務と宗教」から成っている。第一篇では、宗教と国家の関係のモデルとして「混合」(confusion)、「結合」(union) および「分離」(séparation) の三つがあげられており、「分離」については、さらに「アメリカ合衆国にみられる」「完全な無関心」(indifférence totale)、「共産主義国にみられる」「敵対的分離」(séparation hostile) およびポルトガルやフランスにみられる「同情的寛容」(tolérance sympathisante) に分けられてから、フランスの歴史が扱われている。第二篇以下は、法令や判例に即して、フランスにおける国家と教会の分離の内容が

料 明らかにされており、フランスにおける政教分離原則の現状を知るのに有益である。

資 Gilli (Jean-Paul), Redéfinir le droit de propriété, Centre de Recherche d'Urbanisme, 1975, 228 p.

『所有権を再定義する』は、都市計画法の専門家である行政法学者シリイ教授によるものである。本書は、都市計画と所有権の問題を扱い、土地の公用収用、租税および公的規制による現実の土地問題解決策が不十分であることを指摘し、土地所有権の保障が及ぼす「私的空間」(espace privé)を限定し、残りを公共団体に帰属する「公的空間」(espace public)とする構想を示し、新しい所有権の定義の下では、公共団体のために所有権は制限されるが、これらの制限の枠においては逆に強化されることを明らかにしている。

Mayer (Daniel), Socialisme : le droit de l'homme au bonheur, Flammarion, 1976, 170 p.

『社会主義——人間の幸福への権利』の著者ダニエル・メル氏は、第四共和制下では社会党の国会議員として活躍し、第五共和制になってからは一九七五年まで「人權同盟」(Ligue des Droits de l'Homme)の会長の任務にあたった活動家である。本書は、

「真の社会主義は人間に基礎を置いており、社会主義は人間によってつくられねばならないのと同様に、人間のためにつくられるものである。そしていかなる人権も、社会主義の実現の中で、その建設期においてすら欠落させることはできない。社会主義が諸人権の実現の条件であると同様に、これらの諸人権の適用が社会主義に節度を与える」(一一—一二頁)という、社会主義と人権に対する著書の基本的態度から、各人権の歴史と現状での問題を指摘している。

Badie (Bertrand), Stratégie de la grève, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, 1976, 263 p.

バディ著『罷業の戦術』は、パリ政治学院に一九七五年に提出された政治学の博士論文である。罷業におけるフランス共産党の行動様式を分析することによって、「労働者階級の党」としてのフランス共産党の実態を明らかにしようとするものである。第一部「罷業活動モデルの作成」、第二部「フランス共産党の罷業活動のモデル」、第三部「フランス共産党の罷業活動の機能的分析」から成っている。

(以上、N.)